年度鳥取県水産多面的機能発揮対策事業計画(報告)書

- 1 事業の目的
- 2 事業主体
- 3 事業内容

(単位:円)

活動項目	事業費 (A)	上限額 (B)	交付額 ((A)に15/100を乗じた額及 び(B)の内いずれか低い方の額)
藻場の保全			
計			

- 4 事業完了(予定)年月日年 月 日
- 5 他の補助金の活用の有無(有・無)
 - ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 - ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- 6 添付書類
 - (1) 国へ提出した水産多面的機能発揮対策交付金の交付申請書(実績報告書)の写し

年度鳥取県水産多面的機能発揮対策事業収支予算書(又は決算書)

1 収 入

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備考
県 補 助 金			
国・市町村費			
その他			
計			

2 支 出

(単位:円)

区	分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備考
合	計			

 番
 号

 年
 月

 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県水産多面的機能発揮対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の補助事業(又は間接補助事業)の内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業(又は間接補助事業)の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額

金 円

(2) 交付決定額

金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県水産多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱(平成28年4月6日付第201500194439号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。